

広島県告示第百五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所廿日市支所において、令和四年四月五日までの間、縦覧に供する。

令和四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

廿日市佐伯線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
廿日市市津田字石成七九二番六地先から 廿日市市津田字石成七九三番七地先まで		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
		新	一〇・八〇 二四・五〇	一九一・〇〇	拡幅
		旧	八・〇〇 二・七〇	一九一・〇〇	